

11月11日～17日は 税を考える週間

税金は暮らしを支える大切なものです。住民税の概要や各種催し物をご紹介します。この機会に税について理解を深めてみませんか。

平成28年のテーマ **くらしを支える税**

国税庁ホームページ内「ご紹介します 税の役割と税務署の仕事」コーナーで、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取り組みについて紹介します。
【国税庁ホームページアドレス】<http://www.nta.go.jp/>

住民税は、1月1日現在の住所地で課税されます。前年の1月～12月の所得が課税の対象です。「特別区民税」と「都民税」を合わせて住民税と呼び、その人の課税所得金額に応じて負担する「所得割」と、均等の額を負担する「均等割」から成ります。

平成29年度から適用される主な改正

- ▶ 給与所得控除の上限が適用される給与収入が1500万円（控除額245万円）から1200万円（控除額230万円）に引き下げ
- ▶ 日本国外に居住する親族にかかる扶養控除等の適用を受ける場合、申告等に親族関係書類および送金関係書類を添付または提示
- ▶ 公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化。また、公社債等の利子および譲渡損益ならびに上場株式等にかかる所得等の損益通算および繰越控除が可能

● 普通徴収

納税義務者が直接納付し、原則年4回の納期（6・8・10月末、翌年1月末）となります。区役所2階税務課、各区民事務所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口およびクレジットカード、携帯電話や自宅のパソコン等で納付できます。

● 給与所得の特別徴収

事業主が従業員に代わり、毎月の給与から差し引いて納入します。
従業員の住民税は給与から差し引く特別徴収が原則です
平成29年度から、東京都と都内全62区市町村では、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者に指定します。ご理解とご協力をお願いします。

● 公的年金所得の特別徴収

65歳以上で、介護保険料を公的年金から差し引かれている方を対象に、公的年金所得に係る住民税を公的年金から差し引きます。

相談・問合せ 税務課 ▶ 申告・課税 ☎内線2316
▶ 特別徴収 ☎内線2319

納税方法

事業主の皆様へ

年末調整等説明会

源泉徴収義務者（給与や賃金を支払っている事業所等）を対象に、平成28年分の年末調整、法定調書および給与支払報告書に関する説明会を開催します。

日時・対象地域

- 11月8日(火) ▶ 午前10時～正午 — 西日暮里
▶ 午後2時～4時 — 東尾久・西尾久
11月9日(水) ▶ 午前10時～正午 — 町屋・東日暮里
▶ 午後2時～4時 — 南千住・荒川

※対象地域以外でも出席できます ※受け付けは、開始時刻の30分前から

会場 サンパール荒川小ホール

持ち物 税務署から郵送された「年末調整のしかた」等の関係書類、筆記用具

問合せ ▶ 税務課 ☎内線2323
▶ 荒川税務署 ☎(3893)0151

特別徴収事務手続き説明会

日時 11月8日(火)午後4時15分～4時45分

対象 住民税の特別徴収を新たに始める事業所

会場 サンパール荒川小ホール **問合せ** 税務課 ☎内線2323

「税を考える週間」主な行事

● 税理士による税の無料相談

日時 11月16日(水)・17日(木)午前10時30分～午後3時

会場 荒川区役所2階税務課前 **主催** 東京都税理士会荒川支部

● 税の街頭PR

日時 11月17日(木)午後3時～4時

会場 ハッピーモール熊野前・おぐざんざ

主催 荒川納税貯蓄組合連合会

● 税についての作文・税の標語・絵はがきの主な受賞作品の展示

期間 11月11日(金)～29日(火)

会場 荒川税務署、荒川都税事務所、荒川法人会、区役所1階ロビー、センターまちや

※区役所1階ロビーは、11月21日(月)～25日(金)、センターまちやは、11月11日(金)～17日(木)に展示

主催 荒川納税貯蓄組合連合会、荒川間税会、荒川法人会、荒川税務署

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は所得控除の対象です

平成28年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます（特別徴収分を除く）。確定申告や住民税の申告をする際には、「社会保険料控除」欄に忘れずに記入してください。

※納付額は、納付書の方は「領収証書」、口座振替の方は12月中旬に送付する「口座振替済みのお知らせ」、特別徴収の方は日本年金機構から送付される「源泉徴収票」で確認できます
※国民年金保険料については、日本年金機構から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の添付が必要です

問合せ ▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料……国保年金課 ☎内線2386 ▶ 介護保険料……介護保険課 ☎内線2441
▶ 国民年金保険料……荒川年金事務所 ☎(3800)9151

地方法人税の見直し等に関する特別区の主張

国は、日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生」を実現するという名目の下、都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

これまで、地方税である法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を地方交付税の原資とする見直しを強行し、消費税率10%段階において国税化を拡大する法改正をしています。

消費税率引上げの延期に伴いこれらの措置も延期されるとはいえ、すでに東京からは地方法人関係税で約1兆3000億円もの財源が失われており、特別区の今年度分だけでも700億円規模、消費税率10%段階においては1000億円を超える規模の減が予想されています。偏在是正措置による減収は社会保障財源としての地方消費税増税分に相当する規模であり、特別区の財政への影響は甚大です。

特別区は、企業等が高度に集積する特性をメリットとして活かし、約50兆円の付加価値を生み出しており、長らく日本の社会・経済をけん引してきました。

一方で、大都市特有の事情を背景に対応を迫られる、首都直下型地震

への備え、超高齢化への対応、人口減少に歯止めをかける子育て支援策や社会インフラ老朽化対策等膨大な行政需要を抱えていると共に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催都市として万全な体制づくり等、取り組むべき喫緊の課題が山積みしています。

こうした状況の下で特別区は、より一層の行財政改革を推進すると共に、将来を見据えた計画性、持続性のある財政基盤を確立し、区民の負託に応えていくことが求められています。

今必要なことは、自治体間で財源を奪い合うことではなく、東京を含む全国各地域が共に発展・成長しながら共存共栄を図る取り組みです。

特別区は現在「特別区全国連携プロジェクト」を立ち上げ、全国の自治体と連携を深め、東京を含む全国各地域の活性化、まちの元気を生み出す取り組みを展開しています。

今後も積極的に全国各地域のまちの元気につながるよう連携を推進して参りますので、ご理解をお願いします。

[問合せ] 財政課 ☎内線2121

詳細は、特別区長会ホームページをご覧ください

税源偏在是正議論についての特別区の主張(平成28年度版) <http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html/>

特別区全国連携プロジェクト <http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>